第９１号議案

志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年志木市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１２条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１２条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年１１月２５日提出

志木市長　香　川　武　文

提　案　理　由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する基準について定めたいので、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定により、この案を提出するものである。